

“ 住宅エコリフォーム補助金のご案内 ”

脱炭素社会実現に向け、省エネルギー化となる住宅リフォーム費用の一部を補助します。

20万円以上の住宅エコリフォームに工事費の5%、
最大10万円を補助します。

① 対象となる人

- ア) 渋川市に住民登録をしている人
- イ) 市税を滞納していない人
- ウ) 暴力団員でない人



② 対象となる住宅

自分が居住している個人住宅
(併用住宅の住宅部分を含みます。)

③ 対象となる条件

〈エコリフォームで地球環境を守る!〉

- 次のすべてに当てはまることが条件です。
- ア) 市内の工事業者に発注するもの
- イ) 賃貸住宅、給与住宅、別荘、売買目的の住宅でないもの
- ウ) 市の他の補助制度を利用し、リフォーム箇所が重複しないもの
- エ) 完了の報告書を申請年度の3月末日までに提出できるもの
- オ) 工事着工前であるもの

※工事に着手または工事が終了しているものは、補助金の対象外となります。

④ 対象となる工事

対象となるエコリフォームは、裏面のとおりです。ご不明な点は下記まで問い合わせください。

⑤ 補助金の額

20万円以上の補助対象となるエコリフォーム費用に対し5%を補助します。ただし、限度額は10万円です。

⑥ 補助金の制限

- ア) 補助の対象となる人および対象となる住宅につき1回限りです。
- イ) 過去に住宅エコリフォーム補助金を利用した方は申請できません。



問い合わせ
建築住宅課（第二庁舎2階）
☎ 0279-22-2072

⑦ 申請時の提出書類

補助金の交付を受けようとする人は、工事着工前に次の書類を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 申請書
- イ) リフォーム前の写真
- ウ) リフォーム内容を記した図面
- エ) エコリリフォームの内容が分かる資料（カタログ等）
- オ) 見積書のコピー（市内業者に限ります。）
- カ) 納税証明書（未納額のない証明用）又はこれに代わるもの ***注1**
- キ) 住宅の固定資産税・都市計画税納税通知書の写し（直前のもの）

***注1** 市が市税の納税状況を確認することに同意した人は不要です。

本人確認のため身分証明書の提示をお願いします。

⑧ 補助の対象および対象外となる工事内容一覧

*記載の無い工事については事前に相談してください。

工事の種類	対象の工事	対象外の工事	
外装改修	屋根の葺替、塗装、防水 外壁の張替、塗装 サッシ等の取付、交換	断熱または遮熱性能があるもの 上記に付随する雨樋等の修理、交換 例 (複層ガラス、二重窓、樹脂窓、サンルーム(既存住宅に接続するもの))	断熱または遮熱性能がないもの 雨樋交換のみを行うもの
内装改修	床、壁、天井の張替、塗装等	内装の断熱、省エネルギー化、または高効率となるもの	断熱性能がないもの カーテン、ブラインド等取付、取替え（カーテンレールを含む） 家具等の購入、設置、畳の表替え
設備改修	給排水衛生設備	節水、節電、または高効率となるもの 例 節水型水栓を使用するシステムキッチン、又は化粧洗面台、高断熱浴槽のユニットバス	下水道接続、合併浄化槽等設置
	空気調和設備	節電、または高効率となるもの 例 エアコンの設置、交換(新品に限る) 薪ストーブの設置	ペレットストーブの設置 石油暖房器具などの機器のみの購入
	電気設備	節電、または高効率となるもの 例 LED 照明の設置、交換 高効率の電気温水器の設置	インターネット回線、防犯、または防災機器等の購入、設置（家庭用電化製品、機器ガス器具等のみの購入）
その他改修	関連工事	エコリリフォームに付隨するもの	シロアリの駆除、その他の防虫、消毒の薬剤散布等 車庫、物置、倉庫等設置、改修 門、塀、舗装、造園等の外構 建物の新築、10m ² 以上の増、改築 住宅の解体（エコリリフォームに伴う部分解体は除く） 公共事業に伴う補償の対象となるもの 機器（中古を含む）のみの購入